

庁議付議事案書

開催・令和5年3月29日

所管部課	会計課	部長	神山 尚		
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 趣旨</p> <p>市から各債権者への支払いは、指定金融機関であるりそな銀行を経由して行っている。この際、市は小切手によりりそな銀行へ資金を支払っているが、その電子化を図るものである。また、土地区画整理事業特別会計の廃止に伴う所要の修正を行うため、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>第51条第2項において、りそな銀行に支払う方法を小切手以外の電子媒体でも行えるように改める。また、出納員の担当事務を定めた別表から区画整理事業会計に係る箇所を削除する。その他、文言整理を行う。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>電子化による効率化が図られるとともに区画整理事業廃止に伴う規定との整合性が図られる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） 今後の予定</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。